

令和7年第3回中津川市議会（定例会） 提出予定追加議案

令和7年第3回中津川市議会（定例会）に、条例1件、その他3件、合計4件の議案を追加提出します。

（条例）

1、中津川市各種委員等給与条例の一部改正について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、改正する。

- 最近における物価の変動等を考慮し、国が負担する選挙費用の基準額を改定するため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正された。
- 市が定める投票立会人等の報酬額について、国の基準額に準じて定めているため、改正する。

- 改正の内容

| 職　　区　　分 | | 改正後 | 改正前 |
|----------------------|--------|-------------|-------------|
| 選挙管理委員会 | 委員長 | 12,200円 | 10,400円 |
| | 委員 | 10,100円 | 8,900円 |
| 選挙長、開票管理者 | | 12,200円 | 10,800円 |
| 投票管理者 | 投票所 | 14,500円 | 12,800円 |
| | 期日前投票所 | 12,800円 | 11,300円 |
| 選挙立会人、開票立会人 | | 10,100円 | 8,900円 |
| 投票立会人 | 投票所 | 12,400円 | 10,900円 |
| | 期日前投票所 | 10,900円 | 9,600円 |
| 指定病院等における不在者投票の外部立会人 | | 12,400円の範囲内 | 10,900円の範囲内 |

選挙長、投票管理者、各立会人の報酬額を、国の基準額と同一額に増額する。

市が独自で定める選挙管理委員会の委員長及び委員の報酬額を、選挙長及び選挙立会人の額に合わせて増額する。

- 施行期日　公布の日

(その他)

1、工事請負契約の変更について

建築主体工事の工期延長に伴い諸経費が増額したこと等により、請負代金額を増額する。

- ・工事名 坂本学校給食共同調理場建設工事（機械設備工事）
- ・変更前 契約金額 345,400,000円
- ・変更後 契約金額 357,511,000円
- ・契約の相手方 中津川市茄子川2077番地の8
五十嵐工業株式会社
代表取締役 五十嵐 英二

2、工事請負契約の変更について

建築主体工事の工期延長に伴い諸経費が増額したため、請負代金額を増額する。

- ・工事名 坂本学校給食共同調理場建設工事（電気設備工事）
- ・変更前 契約金額 154,075,636円
- ・変更後 契約金額 157,705,636円
- ・契約の相手方 中津川市千旦林福田1240番の1
極東電信工事株式会社
代表取締役 吉村 徳幸

3、和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第96条の規定により損害賠償について和解し、損害賠償の額を定める。

- ・和解の相手方 市内在住の男性
- ・事故の概要 国指定天然記念物「坂本のハナノキ自生地」内のハナノキが倒れ、個人宅の家屋、カーポート及び車両が破損した。
- ・和解要旨
 - 1 市は和解の相手方に対し、家屋及びカーポートの修理費である金1,969,000円と車両の修理費である金111,917円とを合計した金2,080,917円を本件に基づく損害賠償金として支払うことを認める。
 - 2 市は和解の相手方に対し、前項の金員を、指定の口座に振り込む。
 - 3 和解の相手方と市との間には、本件に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ・損害賠償の額 2,080,917円

お問い合わせ先

総務部 総務管財課 文書行政係 担当者：花田

電話：0573-66-1111（内線442）

